



2か月無料

月額 550円

※ 3か月目以降月額 550円が発生します。

安心補償サービス

もっと便利に。もっと安心に。

ウォーターサーバーをより安心してご利用いただけるサービスです。

万が一の水漏れが心配...

水漏れ損害お見舞金

ウォーターサーバーより水漏れ※1が生じ、ご契約ご本様、同居のお子様やご家族・ご利用いただくご家族が所有する建物や家財に損害が出た場合にお見舞金をお支払いいたします。

※1 ウォーターサーバーを取扱説明書記載の通りに操作をしている場合に生じた水漏れ

お見舞金額
最大 3万円

利用回数 年2回

もしも？ 小さなお子様がいるご家庭に

やけどお見舞金

万が一ウォーターサーバーが原因でやけどをしてしまった場合にお見舞金をお支払いいたします。※2

※2 医師より下記診断を受けた場合（診断書が必要となります。）

浅達性Ⅰ度熱傷：1万円、深達性Ⅱ度熱傷：3万円、深達性Ⅲ度熱傷：5万円

お見舞金額
最大 5万円

利用回数 年2回

お見舞金お支払いの流れ

カスタマー
センターへ
ご連絡ください



必要書類※を
ご用意
いただきます



弊社にて
内容の審査を
いたします



お見舞金を
お支払い
いたします

※ お見舞金の請求には、事故状況説明書兼お見舞金請求書の記入が必要となります。

STILIS
WATER SERVER

スタイリス カスタマーセンター
0120-961-151
平日 10:00 ~ 17:00（弊社指定休日を除く）

事業者：
株式会社ライフスタイルウォーター
〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町1-5-18
朝日生命道修町ビル2F

ST250214

オプションサービス共通利用規約

株式会社ライフスタイルウォーター（以下「弊社」という。）が提供する各オプションサービス（以下「本サービス」という）を利用するにあたり、オプションサービス共通利用規約（以下、「本規約」という）を遵守するものとします。

第1条（本サービスの取扱い）

1. 本規約に特段の記載のない内容で特段規定にないものについては、弊社が提供する各サービスに付随する利用規約（以下「サービス利用規約」という。）に従うものとします。また、本規約とサービス利用規約の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。
2. 弊社は事前の予告なく、本規約の内容を変更することがあります。この場合には、料金のその他の提供条件は変更後の内容によります。

第2条（申込方法、契約の成立）

本サービスの利用を希望する方は、本規約に同意の上、弊社指定の方法によりお申込みを行い、弊社が承諾した時点で、契約が成立（以下「本契約」という。）するものとします。

第3条（支払方法）

1. 本契約の成立によって、弊社指定の方法で支払うこととします。
2. 法人様からの要望によっては請求書の発行、振込払いの方法を承る場合もありますが、その場合は請求書発行手数料 330 円を弊社から請求します。また、振込手数料は利用者のご負担となります。
3. ご利用料金についてのお支払いは利用者が指定したクレジットカード決済（使用可能なブランドに限る※海外発行カード・デビットカード・V プリカ等は取り扱い不可）によるお支払いとし、クレジットカード会社指定日に振り替えられます。クレジットカードは利用者ご本人様名義に限ります。ただし、クレジットカード決済によらないことについてやむを得ない事情があると弊社が認めた場合、利用者は弊社指定の支払方法にて支払うものとします。
4. 弊社規定の審査によりお申込みの受付ができないことがございます。また、審査が落ちた理由についても公表しておりませんのであらかじめご了承ください。なお、クレジットカード決済は 3D セキュア 2.0（EMV3-D セキュア）に対応しています。
5. 消費税率の改定があった場合、弊社は当該税率に応じた価格設定をいたします。
6. 本サービスでは月途中に利用開始・解約の場合でも、本サービス料金の減額、日割計算は致しません。

第4条（届出事項の変更と通知）

1. 本サービスの利用者（以下「利用者」という。）は弊社指定の方法により登録した氏名、住所、電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号等が変更された場合には、弊社に対し以下のマイページ URL または電話で速やかに連絡先変更の旨を通知するものとします。
（マイページ URL：<https://account.stilis.jp/login.php>）

通知先：スタイリス カスタマーセンター

電話番号：0120-961-151（平日 10 時～17 時 年末年始・弊社指定休日を除く）

2. 本規約に定めるすべての通知は、書面、電子メールまたは弊社のホームページ上の方法によるものとします。書面による場合は、普通郵便、内容証明郵便、書留郵便にて行い、弊社がその住所に通知を送信してから、3 日後に通知が利用者に送達されたものとみなされることとします。また、電子メールの送信または弊社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が利用者宛に送信された日または弊社のホームページに掲載された日に行われたものとします。
3. 利用者が住所変更の届出を怠る、または弊社からの通知を受領しないなど利用者の責めに帰すべき事由により、通知や送付された書類等の延着、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
4. 利用者は、弊社指定の方法に基づいて設定されるマイページの ID 及びパスワード（以下「ID 等」といいます。）を厳重に管理するものとし、この ID 等を第三者に貸与、譲渡、共有等してはならないものとします。
5. 利用者の ID 等に関する管理が不十分であること、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は、利用者自身が負うものとし、弊社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、弊社は一切の責任及び義務を負わないものとします。
6. 弊社は、利用者に対して設定した ID 等を介しておこなわれる本サービスの利用はこの ID 等の設定を受けた利用者による使用とみなすものとし、利用者は、弊社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、この使用に関する一切の責任を負担するものとします。

第 5 条（利用者からの解約申出）

1. 利用者は本サービスの解約を希望する場合においては、当月の 20 日（弊社指定休日の場合は前営業日とします）までに弊社が解約の申し出が確認できた場合、当月末日をもって解約できるものとします。21 日以降に弊社が解約の申し出を確認できた場合は、当該お申し出があった月の翌月末日に解約できるものとします。
2. 前項の規定に基づき、本サービスの解約月までに発生した料金は弊社に支払うものとします。

第 6 条（禁止事項）

1. 利用者が次のいずれかに該当する場合は、弊社は利用者に対して通知する事なく、即時に本サービスを解除いたします。なお、当然に期限の利益を失い、本サービスの利用料金を含む一切の債務を一括で請求することができるものとします。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 利用者が本規約の利用申込時、その他本規約のご利用にあたり、虚偽の登録、届出または申告をする行為または他者になりすまして本規約を利用する行為
 - (3) 第 3 条（支払方法）3 項のただし書きに反し、代金の支払方法の変更に利用者が応じない場合
 - (4) 弊社又は第三者の名誉棄損、信用棄損、不利益、迷惑行為、損害を与える行為
 - (5) 本サービスの契約上で生じた債務が残存している場合、利用者の権利義務、又は本サービスの契約上の地位を第三者へ譲渡、継承する行為

- (6) 弊社または第三者の知的財産権、所有権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (7) 本サービスの契約上で生じた利用者の債務の支払期日を超過し、弊社が30日以上相当期間を定めた上で、支払催促を行ったにもかかわらず、相当期間内に利用者からのお支払いを弊社が確認できない場合
- (8) 破産、会社更生、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、整理または民事再生した場合
- (9) 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき
- (10) 利用者が本契約の申込時に氏名、住所等の利用者指定の住所及び連絡先への連絡ができなくなった場合犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為
- (11) 前各号に準ずる事情により、本契約を継続しがたい相当な事情が認められた場合

第7条（免責事項）

- 1. 天災地変、労働争議、戦争、テロ、暴動その他不可抗力または弊社に予期できない事情が起きたとき、弊社の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合を除き、弊社は一切の責任、義務を負わないものとします。
- 2. 弊社は、利用者の行為については、一切責任を負わないものとし、利用者は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、弊社を免責し、弊社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

第8条（弊社の責任の範囲及び制限等）

- 1. 弊社が本契約を以下のいずれかの事情により提供できない場合、弊社は、利用者に対して本サービスの履行責任及び損害賠償責任を免れます。
 - (1) 利用者又は第三者の責めに帰する事情により生じた場合
 - (2) 天災地変その他の不可抗力に起因する場合
 - (3) 予測困難な経済事情の著しい変動があった場合
 - (4) 法令の制定、変更及び廃止並びに、監督官庁等による行政指導のあった場合
 - (5) 利用者が第6条（禁止事項）に定める事項に反して本サービスを利用したことにより損害が生じた場合
 - (6) その他弊社の責めに帰さない事由により、本商品の提供が困難となり、又は利用者に損害が生じた場合
- 2. 弊社の責に帰すべき事由によって生じた債務不履行により利用者に損害が生じた場合であっても、賠償すべき損害は、通常の事情から直接生じられる損害に限られるものとし、予見可能性の有無を問わず、特別事情から生じる損害、逸失利益等は賠償の対象外とします。ただし、弊社に故意又は重過失のある場合は除きます。

第9条（遅延損害金）

弊社は、本契約の利用者が本契約に基づく料金その他の債務の支払を遅延したときは、本契約の利用者に対し支払期日の翌日から弊社指定の支払方法によりお支払い頂けるまで、年率14.6%の割合（年当たりの割合は、平年に属する日については365日当たりの割合とし、閏年に属する日については

366 日当たりの割合とします。) による遅延損害金を請求することができるものとします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

第 10 条 (再委託)

弊社は、本サービスの提供を第三者に委託することができることにあらかじめ利用者に同意いただきます。

第 11 条 (権利譲渡の禁止)

弊社は、本規約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己もしくは第三者のために担保に差し入れる等、一切の処分をしてはならないものとします。

第 12 条 (本規約の終了)

弊社は、弊社が適当と判断する方法により事前に利用者に周知または通知することにより、本サービスの提供を終了することができるものとします。終了となった場合、翌月からの本サービスの料金は発生しないものとし、既にお支払いいただいた本サービスの利用料金の返還は一切行わないものとします。

第 13 条 (損害賠償)

1. 利用者が本規約に違反した場合及び本規約の履行に当たって弊社に損害を与えた場合は、利用者は、弊社に対し、本サービスの解除の有無に拘らず、弊社が被った一切の損害を賠償するものとします。
2. 利用者は、本サービスの終了後においても、前項に定める損害賠償の責を免れることはできないものとします。

第 14 条 (準拠法及び管轄)

1. 本規約に関する準拠法は日本法とします。
2. 本規約またはこれに関する紛争に係る事件において、第一審の専属の管轄裁判所は、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所とします。

安心補償サービス利用規約

株式会社ライフスタイルウォーター（以下「弊社」という。）は、弊社が別表 A 各サービス表に定める契約を締結されたお客様（以下、「各サービス利用者」という。）に、弊社が提供する安心補償サービス（以下「本サービス」という。）に定める内容に基づきお申込みいただけます。なお、本サービスの利用申込に当たり安心補償サービス利用規約（以下「本規約」という。）を確認のうえ承諾いただく必要があります。

第 1 条（本サービスの取扱い）

1. 本規約に特段の記載のない内容で特段規定にないものについては、オプションサービス共通利用規約（以下「共通利用規約」という。）に従うものとします。また、本規約と共通利用規約の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。
2. 弊社は事前の予告なく、本規約の内容を変更することがあります。この場合には、料金のその他の提供条件は変更後の内容によります。

第 2 条（本サービス内容）

1. 本規約は、ウォーターサーバーの使用時における水漏れにより、建物・家財に生じた損害、または、熱湯利用によるやけど等が生じた際に利用者のお申出に基づき弊社が利用者に対して補償を行うサービスです。

第 3 条（料金）

1. 利用者は弊社に対して、本規約利用の対価として、別表 1 料金表に定める料金（以下「本料金」という。）を弊社の指定する期日・方法に基づき支払うものとします。本サービス初回加入月もしくは、ウォーターサーバーの初回設置月を含む最大 2 カ月間は無料となり、3 カ月目以降から料金が発生します。なお、初回設置日から 1 カ月間を弊社は免責期間とし、本サービスは利用できないものとします。
2. 弊社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、利用者が弊社に対して支払った本料金を一切返還しないものとします。

第 4 条（本サービス対象期間）

本サービス対象期間は、別表 A 各サービス表に定める通りとします。ただし、利用者が本サービスを解約した場合は共通利用規約第 5 条（利用者からの解約申出）に定める解約月の末日までを本サービスの対象期間とします。

第 5 条（本サービスの利用手続き、利用回数）

1. 本規約に基づき本サービスに申込後、ウォーターサーバーのお届け日を起算日とし 1 年間に付き 2 回までを上限とします。

2. 本サービスを利用する場合は、弊社指定の窓口への電話連絡により、弊社に通知するものとします。

第6条（本サービスの範囲）

お見舞金の対象範囲は利用者が個人の場合は利用者の同居の親族までとし、法人の場合は当該法人の役職員に限るものとします。

1. 「水漏れ損害お見舞金」は、ウォーターサーバーを取扱説明書の記載の通りに操作をしている場合に生じた水漏れにより、建物・家財に生じた損害に対して、お見舞金をお支払いします。
お見舞金の請求には、下記必要書類のすべてをご提出いただく必要があります。

- (1) 事故状況説明書兼お見舞金請求書
- (2) 損害の状況がわかる写真
- (3) 修繕が必要な場合の見積書または、購入時もしくは、当該事故に際して生じた費用の領収書（写しでも可）

2. 「やけどお見舞金」は、ウォーターサーバーの熱湯利用によるやけど等が生じた場合に、お見舞金をお支払いします。お見舞金の請求には、下記必要書類のすべてをご提出いただく必要があります。

- (1) 事故状況説明書兼お見舞金請求書
- (2) 医師の診断書

なお、診断内容により補償額は以下に定める補償内容となります。

診断結果	お見舞金
浅達性Ⅱ度熱傷	10,000 円
深達性Ⅱ度熱傷	30,000 円
深達性Ⅲ度熱傷	50,000 円

第7条（本サービスの対象とならない場合）

1. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補償を行いません。
 - (1) 補償請求事由が補償対象期間外に生じたものであるとき
 - (2) 補償のお申込みが共通利用規約の第6条（禁止事項）に定めるいずれかに該当するとき
 - (3) 補償請求事由がウォーターサーバーの誤使用により生じたものであるとき
 - (4) 利用者（利用者が法人の場合は当該法人の役職員）もしくはお見舞金を受け取る者の故意または重大な過失があった場合
 - (5) 当該事故に対して、すでに弊社の加入する保険などによる損害賠償・お見舞金等を受け取っている。または、受け取りの手続きをしている場合
 - (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (7) 地震もしくは噴火またこれらによる津波に起因する事故

(8) 核原料物質もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故

2. 前条にかかわらず、本規約または、本規約の利用において、お支払期限を経過してもなお、お支払いいただいていないご利用料金があるときは、補償を受けることができません。
3. 本規約は、ウォーターサーバーの紛失等に起因するウォーターサーバーの不正使用によって利用者または第三者に生じる損害を補償するものではありません。

第8条（本サービスの実施）

1. 弊社は、利用者から事故などの連絡を受け、必要書類等を受領したときは、速やかに補償を実施します。
ただし、補償の請求書類に不備があるとき、また調査が必要な場合は、それらが解消または終了の後に速やかに補償を実施します。
2. 補償のお申込みは、補償対象事故が発生してから30日以内に行っていただく必要があります。

制定日：2025年2月18日